子ども医療費助成のあらまし

令和6年12月~

子ども医療費助成制度とは、お子さんが元気に育つことを願って、保護者が支払う医療 費の一部を助成する制度です。

■ 助成対象者 ■

三条市に住所のある子どもの保護者

■ 助成対象期間 ■

通院・入院ともに出生から 18 歳となる年度まで

■ 助成の内容 ■

医療費の自己負担額(2割又は3割)のうち次の一部負担金を除いた額を助成します。

院:1回 530円(同じ医療機関等において月4回まで。5回目以降は無料です。)

院: 1日1.200円(差額ベッド代などは対象外)

● 訪問看護: 1日 250円

● 調 剤:一部負担金はいただきません。

■ 受診の方法 ■

● 県内の医療機関等を受診するとき

資格確認書など加入医療保険情報が分かるものと受給者証を提示し、一部負担金 をお支払いください。

県外の医療機関等を受診するときや、受給者証を忘れたとき

一旦、加入している医療保険の負担どおり2割又は3割負担分をお支払いくださ い。その後、受診した月の末日から6か月以内に、受給者証、領収書、振込先とな る受給者名義の預金通帳をお持ちになり、届出窓口にて、一部負担金との差額の払 戻し手続を行ってください。後日、助成金を振り込みいたします。

● 補装具(弱視用メガネ、コルセットなど)を作ったとき

初めに、お持ちの資格確認書など加入医療保険情報に記載されている保険者に、 療養費の払戻し手続を行ってください。その後、保険者から療養費支給決定通知書 が届きましたら、受診した月の末日から6か月以内に、療養費支給決定通知書、受 給者証、医師の証明書、領収書、振込先となる受給者名義の預金通帳をお持ちにな り、届出窓口にて、払戻し手続を行ってください。後日、支給決定額を除いた助成 金を振り込みいたします。

■ こんなときには必ず届出が必要です ■

- ●氏名、住所、加入している医療保険等に変更があったとき
- ●受給者証を紛失したとき

■ 届出窓口 ■

● 市民窓口課市民総合窓口(※)

● 栄、下田サービスセンターの総合窓口グループ

※市民窓口課市民総合窓口での手続は予約ができます。 予約サイト又は予約専用電話(050-1809-8310)をご利用ください。



〈市民窓口課予約サイト〉



〈電子申請サービス〉

※受給者証の新規取得 及び再発行は電子申請 が可能です

■ このようなときには受給者証は使えません ■

- 健康保険が適用されないもの(健康診断、薬の容器代等)
- 学校等でケガをしたとき(日本スポーツ振興センター災害共済給付制度に該当する) もの。ただし、場合によっては子ども医療費助成の対象になりますので、詳しくは お問い合わせください。)
- 交通事故等(第三者行為)によるケガをしたとき
- 市外に転出したとき(転出先の自治体の助成制度が適用されます。)

【問合せ先】三条市教育委員会子育て支援課 子育て支援係 Tel0256-45-1113